

商业汇票承兑、贴现与再贴现管理办法  
中国人民银行 中国银行保险监督管理委员会令  
〔2022〕第 4 号

《商业汇票承兑、贴现与再贴现管理办法》已经2022年8月24日中国人民银行2022年第7次行务会议审议通过和中国银行保险监督管理委员会审签，现予发布，自2023年1月1日起施行。

中国人民银行 行长 易纲  
银保监会 主席 郭树清  
2022年11月11日

商业汇票承兑、贴现与再贴现管理办法

第一章 总 则

第一条 为了规范商业汇票承兑、贴现与再贴现业务，根据《中华人民共和国票据法》《中华人民共和国中国人民银行法》《中华人民共和国银行业监督管理法》《中华人民共和国商业银行法》等有关法律法规，制定本办法。

第二条 本办法所称商业汇票是出票人签发的，委托付款人在见票时或者在指定日期无条件支付确定的金额给收款人或者持票人的票据，包括但不限于纸质或电子形式的银行承兑汇票、财务公司承兑汇票、商业承兑汇票等。

第三条 电子商业汇票的出票、承兑、贴现、贴现前的背书、质押、保证、提示付款和追索等业务，应当通过人民银行认可的票据市场基础设施办理。供应链票据属于电子商业汇票。

第四条 本办法所称承兑是指付款人承诺在商业汇票到期日无条件支付汇票金额的票据行为。

第五条 本办法所称贴现是指持票人在商业汇票到期日前，贴付一定利息将票据转让至具有贷款业务资质机构的行为。持票人持有的票据应为依法合规取得，具有真实交易关系和债权债务关系，因税收、继承、赠与依法无偿取得票据的除外。

商業手形引受・割引および再割引管理弁法  
中国人民银行 中国银行保险监督管理委员会令  
〔2022〕第 4 号

《商業手形引受・割引および再割引管理弁法》は、2022年8月24日の中国人民銀行2022年第7次業務會議の審議を通過しており、中国銀行保險監督管理委員會の審査・署名を受けたため、ここに公布し、2023年1月1日より施行する。

中国人民銀行 総裁 易綱  
银保监会 主席 郭樹清  
2022年11月11日

商業手形引受・割引および再割引管理弁法

第一章 総 則

第一条 商業手形の引受・割引および再割引業務を規範化するため、《中華人民共和國手形法》《中華人民共和國中國人民銀行法》《中華人民共和國銀行業監督管理法》《中華人民共和國商業銀行法》などの関連法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう商業手形とは、振出人が発行し、委託支払人が呈示を受けた時あるいは指定の期日に定められた金額を受取人あるいは所持人に無条件で支払う手形であり、紙ベースあるいは電子形式の銀行引受手形・財務公司引受手形・商業引受手形などを含むがこれらに限らない。

第三条 電子商業手形の振出・引受・割引・割引前の裏書・質権設定・保証・支払呈示および遡求などの業務は、人民銀行が認可した手形市場インフラを通じて取り扱わなければならない。サプライチェーン手形は、電子商業手形に属する。

第四条 本弁法でいう引受とは、支払人が商業手形の満期日に手形の金額を無条件に支払うことを承諾する手形行為を指す。

第五条 本弁法でいう割引とは、所持人が商業手形の満期日の前に、一定の利息を支払ったうえで貸付業務資格を有する機関に手形を譲渡する行為を指す。所持人が所有する手形は、法に基づきコンプライアンスに準拠して取得したものであり、真実の取引関係および債権債務関係がなければならないが、徴税・相続・贈与により無償で手形を取得した場合は除く。

第六条 本办法所称再贴现是指人民银行对金融机构持有的已贴现未到期商业汇票予以贴现的行为，是中央银行的一种货币政策工具。

第七条 商业汇票的承兑、贴现和再贴现，应当遵循依法合规、公平自愿、诚信自律、风险自担的原则。

## 第二章 承 兑

第八条 银行承兑汇票是指银行和农村信用合作社承兑的商业汇票。银行主要包括政策性开发性银行、商业银行和农村合作银行。银行承兑汇票承兑人应在中华人民共和国境内依法设立，具有银保监会或其派出机构颁发的金融许可证，且业务范围包含票据承兑。

第九条 财务公司承兑汇票是指企业集团财务公司承兑的商业汇票。财务公司承兑汇票承兑人应在中华人民共和国境内依法设立，具有银保监会或其派出机构颁发的金融许可证，且业务范围包含票据承兑。

第十条 商业承兑汇票是由银行、农村信用合作社、财务公司以外的法人或非法人组织承兑的商业汇票。商业承兑汇票承兑人应为在中华人民共和国境内依法设立的法人及其分支机构和非法人组织。

第十一条 银行、农村信用合作社、财务公司承兑人开展承兑业务时，应当严格审查出票人的真实交易关系和债权债务关系以及承兑风险，出票人应当具有良好资信。承兑的金额应当与真实交易关系和债权债务关系、承兑申请人的偿付能力相匹配。

第十二条 银行、农村信用合作社、财务公司承兑的担保品应当严格管理。担保品为保证金的，保证金账户应当独立设置，不得挪用或随意提前支取保证金。

第十三条 银行、农村信用合作社、财务公司承兑业务应当纳入存款类金融机构统一授信管理

第六条 本办法でいう再割引とは、人民銀行が金融機関の保有している割引済だが満期になっていない商業手形に対して割引を行う行為を指し、中央銀行の通貨政策手段の一種である。

第七条 商業手形の引受・割引および再割引は、法律遵守かつコンプライアンスに準拠・公平かつ任意・信任および自律性・リスク自己負担の原則を遵守しなければならない。

## 第二章 引 受

第八条 銀行引受手形とは、銀行および農村信用合作社が引き受ける商業手形を指す。銀行には、主として政策性開発性銀行・商業銀行および農村合作銀行を含む。銀行引受手形の引受人は、中華人民共和国国内で法に基づき設立され、銀保監会あるいはその派出機関が発行した金融許可証を有しており、かつ業務範囲に手形引受が含まれていなければならない。

第九条 財務公司引受手形とは、企業グループ財務会社が引き受ける商業手形を指す。財務公司引受手形の引受人は、中華人民共和国国内で法に基づき設立され、銀保監会あるいはその派出機関が発行した金融許可証を有しており、かつ業務範囲に手形引受が含まれていなければならない。

第十条 商業引受手形は、銀行・農村信用合作社・財務公司以外の法人あるいは非法人組織が引き受ける商業手形である。商業引受手形の引受人は、中華人民共和国国内で法に基づき設立された法人およびその分支機構、ならびに非法人組織でなければならない。

第十一条 銀行・農村信用合作社・財務公司の引受人が引受業務を行う場合、振出人の真実の取引関係および債権債務関係、ならびに引受リスクを厳格に審査しなければならない。引受金額は、真実の取引関係および債権債務関係・引受申請人の支払能力に相応していなければならない。

第十二条 銀行・農村信用合作社・財務公司引き受ける担保品は、厳格に管理しなければならない。担保品が保証金の場合、保証金口座は独立して設置しなければならない。保証金を流用あるいは随意に事前に受け取ってはならない。

第十三条 銀行・農村信用合作社・財務公司の引受業務は、預金類金融機関の統一与信管理およびり

<p>和风险管理框架。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 贴现和再贴现</b></p> <p>第十四条 商业汇票的贴现人应为在中华人民共和国境内依法设立的、具有贷款业务资质的法人及其分支机构。申请贴现的商业汇票持票人应为自然人、在中华人民共和国境内依法设立的法人及其分支机构和非法组织。</p> <p>第十五条 申请贴现的持票人取得贴现票据应依法合规，与出票人或前手之间具有真实交易关系和债权债务关系，因税收、继承、赠与依法无偿取得票据的除外。</p> <p>第十六条 持票人申请贴现，须提交贴现申请、持票人背书的未到期商业汇票以及能够反映真实交易关系和债权债务关系的材料。</p> <p>第十七条 持票人可以通过票据经纪机构进行票据贴现询价和成交，贴现撮合交易应当通过人民银行认可的票据市场基础设施开展。</p> <p>第十八条 票据经纪机构应为市场信誉良好、票据业务活跃的金融机构。票据经纪机构应当具有独立的票据经纪部门和完善的内控管理机制，具有专门的经纪渠道，票据经纪业务与自营业务严格隔离。票据经纪机构应当具有专业的从业人员。</p> <p>第十九条 转贴现业务按照人民银行和银保监会票据交易有关规定执行。</p> <p>第二十条 办理商业汇票贴现业务的金融机构，可以申请办理再贴现业务。再贴现业务办理的条件、利率、期限和方式，按照人民银行有关规定执行。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 风险控制</b></p> <p>第二十一条 金融机构应当具备健全的票据业务管理制度和内部控制制度，审慎开展商业汇票承兑和贴现业务，采取有效措施防范市场风险、信用风险和操作风险。</p>	<p>スク管理構造に組み入れなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第三章 割引および再割引</b></p> <p>第十四条 商業手形の割引人は、中華人民共和国国内で法に基づき設立され、貸付業務資格を有する法人およびその分支機構でなければならない。割引を申請する商業手形の所持人は、自然人・中華人民共和国国内で法に基づき設立された法人およびその分支機構、ならびに非法人組織でなければならない。</p> <p>第十五条 割引を申請する所持人の取得手形は、法に基づきコンプライアンスに準拠して、振出人あるいは前所持人との間に真実の取引関係および債権債務関係があるものでなければならないが、徴税・相続・贈与により無償で手形を取得した場合は除く。</p> <p>第十六条 所持人が割引を申請する場合、割引申請・所持人が裏書きした満期前の商業手形、ならびに真実の取引関係および債権債務関係が十分に反映された資料を提出しなければならない。</p> <p>第十七条 所持人は、手形仲介機関を通じて手形割引の引き合いおよび取引を行うことができ、割引仲介取引は、人民銀行が認可した手形市場インフラを通じて行わなければならない。</p> <p>第十八条 手形仲介機関は、市場の信用および名声が良好であり、手形業務が盛んな金融機関でなければならない。手形仲介機関は、独立した手形仲介部門および完備された内部統制管理メカニズムを備えており、専門の仲介チャンネルを有しており、手形仲介業務と自営業を厳格に分離しなければならない。手形仲介機関は、専門の業務執行職員を有していなければならない。</p> <p>第十九条 転割引業務は、人民銀行および银保监会の手形取引関連規定に基づき執行する。</p> <p>第二十条 商業手形の割引業務を取り扱う金融機関は、再割引業務の取扱を申請することができる。再割引業務の取扱条件・利率・期限および方式は、人民銀行の関連規定に基づき執行する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第四章 リスクコントロール</b></p> <p>第二十一条 金融機関は、整備された手形業務管理制度および内部統制制度を備え、商業手形の引受および割引業務を慎重に行い、有効な措置を講じて市場リスク・信用リスクおよびオペレーショナルリ</p>
---	--

<p>第二十二條 商業匯票的承兌人和貼現人應當具備良好的經營和財務狀況，最近二年不得發生票據持續逾期或者未按照規定披露信息的行為。商業匯票承兌人對承兌的票據應當具備到期付款的能力。</p> <p>第二十三條 財務公司承兌人所屬的集團法人應當具備良好的經營和財務狀況，最近二年不得發生票據持續逾期或者未按照規定披露信息的行為，最近二年不得發生重大違法行為，以及其他嚴重損害市場主體合法權益或社會公共利益的行為。</p> <p>第二十四條 銀行承兌匯票和財務公司承兌匯票的最高承兌餘額不得超過該承兌人總資產的15%。銀行承兌匯票和財務公司承兌匯票保證金餘額不得超過該承兌人吸收存款規模的10%。人民銀行和銀保監會可以根據金融機構內控情況設置承兌餘額與貸款餘額比例上限等其他監管指標。</p> <p>第二十五條 商業匯票的付款期限應當與真實交易的履行期限相匹配，自出票日起至到期日止，最長不得超過6個月。</p> <p style="text-align: center;"><b>第五章 信息披露</b></p> <p>第二十六條 商業匯票信息披露按照人民銀行有關規定執行，應當遵循及時、真實、準確、完整的原則。</p> <p>第二十七條 商業承兌匯票承兌人和財務公司承兌匯票承兌人應當按照人民銀行規定披露票據主要要素及信用信息。銀行承兌匯票承兌人應當披露承兌人信用信息。</p> <p>第二十八條 貼現人辦理商業匯票貼現的，應當按照人民銀行規定核對票據披露信息，信息不存在或者記載事項與披露信息不一致的，不得為持票人辦理貼現。</p> <p>第二十九條 商業匯票背書轉讓時，被背書人可以按照人民銀行規定核對票據信息，信息不存在</p>	<p>スクを防止しなければならない。</p> <p>第二十二條 商業手形の引受人および割引人は、良好な経営および財務状況を有しており、直近2年に手形の持続的期限超過あるいは規定に基づく情報の未開示行為が発生してはならない。商業手形の引受人は、引き受けた手形について満期の際の支払能力を備えていなければならない。</p> <p>第二十三條 財務会社の引受人が所属するグループ法人は、良好な経営および財務状況を有していなければならない。直近2年に手形の持続的期限超過あるいは規定に基づく情報の未開示行為が発生してはならず、直近2年に重大な違法行為、およびその他の市場主体の合法的な権益あるいは社会の公共利益を損害する行為が発生してはならない。</p> <p>第二十四條 銀行引受手形および財務公司引受手形の最高引受残高は、当該引受人の総資産の15%を超過してはならない。銀行引受手形および財務公司引受手形の保証金残高は、当該引受人の預金吸収規模の10%を超過してはならない。人民銀行および銀保監會は、金融機関の内部統制状況に基づき引受残高と貸付残高の比率上限などのその他監督管理指標を設定することができる。</p> <p>第二十五條 商業手形の支払期限は、真実の取引の履行期限に相応していなければならない。振出日から満期日までとし、最長でも6ヵ月を超過してはならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第五章 情報開示</b></p> <p>第二十六條 商業手形の情報開示は、人民銀行の関連規定に基づき執行し、適時・真実・正確・完全の原則を遵守しなければならない。</p> <p>第二十七條 商業引受手形の引受人および財務公司引受手形の引受人は、人民銀行の規定に基づき手形の主要要素および信用情報を開示しなければならない。銀行引受手形の引受人は、引受人の信用情報を開示しなければならない。</p> <p>第二十八條 割引人が商業手形の割引を取り扱う場合、人民銀行の規定に基づき手形の開示情報を照合しなければならない。情報が存在しない、あるいは記載事項と開示情報が一致しない場合、所持人のために割引を取り扱ってはならない。</p> <p>第二十九條 商業手形の裏書譲渡の際、被裏書人は、人民銀行の規定に基づき手形情報を照合するこ</p>
--	---

或者记载事项与披露信息不一致的，可以采取有效措施识别票据信息真伪及信用风险，加强风险防范。

第三十条 商业汇票承兑人为非上市公司、在债券市场无信用评级的，鼓励商业汇票流通前由信用评级机构对承兑人进行主体信用评级，并按照人民银行有关规定披露相关信息。

第三十一条 票据市场基础设施按人民银行有关要求对承兑人信息披露情况进行监测，承兑人存在票据持续逾期或披露信息存在虚假、遗漏、延迟的，票据市场基础设施应根据业务规则采取相应处置措施，并向人民银行报告。

## 第六章 监督管理

第三十二条 人民银行依法监测商业汇票承兑和贴现的运行情况，依法对票据市场进行管理。

第三十三条 人民银行、银保监会按照法定职责对商业汇票的承兑、贴现、风险控制和信息披露进行监督管理。人民银行对再贴现进行监督管理。

第三十四条 票据市场基础设施和办理商业汇票承兑、贴现、再贴现业务的主体，应当按规定和监管需要向人民银行和银保监会报送有关业务数据。

## 第七章 法律责任

第三十五条 银行承兑汇票、财务公司承兑汇票的承兑限额、付款期限超出规定的，由人民银行及其分支机构、银保监会及其派出机构对承兑人进行警告、通报批评，并由银保监会及其派出机构依法处以罚款。

第三十六条 商业汇票承兑人最近二年发生票据持续逾期或者未按规定披露信息的，金融机构不得为其办理票据承兑、贴现、保证、质押等业务。

第三十七条 金融机构为不具有真实交易关

とができ、情報が存在しない、あるいは記載事項と開示情報が一致しない場合、有効な措置を講じて手形情報の真偽および情報リスクを識別し、リスク防止を強化することができる。

第三十条 商業手形の引受人が非上場会社であり、債券市場の信用格付が無い場合、商業手形の流通前に信用格付機関が引受人について主体信用格付けを行い、人民銀行の関連規定に基づき関連情報を開示することを奨励する。

第三十一条 手形市場インフラは、人民銀行の関連要求に基づき引受人の情報開示状況についてモニタリングを行い、引受人に手形の持続的期限超過がある、あるいは開示情報に虚偽・遺漏・遅延がある場合、手形市場インフラは、業務規則に基づき相応の処理・措置を講じ、併せて人民銀行に報告しなければならない。

## 第六章 监督管理

第三十二条 人民銀行は、法に基づき商業手形の引受および割引の運用状況についてモニタリングを行い、法に基づき手形市場を管理する。

第三十三条 人民銀行・银保监会は、法定の職責に基づき商業手形の引受・割引・リスクコントロールおよび情報開示に対して監督管理を行う。人民銀行は、再割引に対して監督管理を行う。

第三十四条 手形市場インフラおよび商業手形の引受・割引・再割引業務を取り扱う主体は、規定および監督管理の必要性に応じて人民銀行および银保监会に関連業務データを送信・報告しなければならない。

## 第七章 法的責任

第三十五条 銀行引受手形・財務公司引受手形の引受限度額・支払期限が規定を超過した場合、人民銀行およびその分支機構・银保监会およびその派出機関が引受人に対して警告・通報および批判を行い、併せて银保监会およびその派出機関が法に基づき罰金を科す。

第三十六条 商業手形の引受人が直近2年に手形の持続的期限超過が発生した、あるいは規定に基づき情報を開示していなかった場合、金融機関は、当該引受人のために手形の引受・割引・保証・質権設定などの業務を取り扱ってはならない。

第三十七条 金融機関が真実の取引関係および

<p>系和债权债务关系（因税收、继承、赠与依法无偿取得票据的除外）的出票人、持票人办理商业汇票承兑、贴现的，由银保监会及其派出机构根据不同情形依法采取暂停其票据业务等监管措施或者实施行政处罚；对直接负责的董事、高级管理人员和其他直接责任人员，依法追究相关责任。</p> <p>第三十八条 商业汇票出票人、持票人通过欺诈手段骗取金融机构承兑、贴现的，依法承担相应责任；涉嫌构成犯罪的，移送司法机关依法追究刑事责任。</p> <p>第三十九条 未经依法许可或者违反国家金融管理规定，擅自从事票据贴现的，依照有关法律法规进行处置。</p> <p style="text-align: center;"><b>第八章 附 则</b></p> <p>第四十条 本办法由人民银行、银保监会负责解释。</p> <p>第四十一条 本办法第二十四条规定自 2024 年 1 月 1 日起实施。</p> <p>第四十二条 本办法自 2023 年 1 月 1 日起施行。《商业汇票承兑、贴现与再贴现管理暂行办法》（银发〔1997〕216 号文印发）、《中国人民银行关于切实加强商业汇票承兑贴现和再贴现业务管理的通知》（银发〔2001〕236 号）同时废止。</p>	<p>債権債務関係が無い（徴税・相続・贈与により無償で手形を取得した場合は除く）振出人・所持人のために商業手形の引受・割引を取り扱った場合、银保监会およびその派出機関は、それぞれの状況に応じて法に基づきその手形業務の一時停止などの監督管理措置を講じる、あるいは行政処罰を実施する；直接の責任がある董事・高級管理人員およびその他の直接責任者に対して、法に基づき関連責任を追及する。</p> <p>第三十八条 商業手形の振出人・所持人が詐欺手段を通じて金融機関から引受・割引を詐取した場合、法に基づき相応の責任を負う；犯罪を構成した嫌疑がかかる場合、司法機関に移送して法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>第三十九条 法に基づく許可を受けずに、あるいは国家の金融管理規定に違反して、無断で手形割引に従事した場合、関連法律・法規に基づき処分する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第八章 附 則</b></p> <p>第四十条 本弁法は、人民銀行・银保监会が解釈の責を負う。</p> <p>第四十一条 本弁法第二十四条の規定は、2024 年 1 月 1 日より実施する。</p> <p>第四十二条 本弁法は、2023 年 1 月 1 日より施行する。《商業手形引受・割引および再割引管理暫定弁法》（銀發[1997]216 号にて印刷・公布）・《中国人民銀行：商業手形引受・割引および再割引業務管理の適切な強化に関する通知》（銀發[2001]236 号）は、同時に廃止する。</p>
---	---